

医政第349号
令和5年12月20日

各医療機関の管理者様

静岡県健康福祉部長
(公印省略)

医療機能情報提供制度に基づく定期報告の実施について（依頼）

日頃から、本県の健康福祉行政に御協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、本県では、医療法（昭和23年法律第205号）第6条の3及び医療機能情報提供制度実施要領に基づき、医療機関から報告された医療に関する情報を「医療ネットしづおか」を通じて公表し、毎年度内容を更新しております。

令和6年度から、静岡県が運営する「医療ネットしづおか」は、国が運用する「医療情報ネット」に統合されるため、令和5年度定期報告から「全国統一システム（G-MIS）」上での報告となります。

厚生労働省G-MIS事務局からG-MISログインIDが発行されており、別紙1を御確認の上、期限までに報告をお願いいたします。

記

- | | |
|---------------------|---|
| 1 情報の時点 | 令和6年1月1日時点 |
| 2 報告内容及び方法 | 別紙1「定期報告の留意事項」を参照 |
| 3 報告期限 | 令和6年2月29日（木）厳守
(令和6年1月5日（金）から報告可能となります。) |
| 4 令和5年度定期報告における留意事項 | <ul style="list-style-type: none">・定期報告をしていない医療機関は、「医療情報ネット」に情報が公開されません。・令和5年6月1日から10月31日までに、「医療ネットしづおか」の基本情報を更新した医療機関等に、別途追加資料を添付しております。 |
| 5 その他 | <ul style="list-style-type: none">・静岡県が運営する「医療ネットしづおか」は令和6年3月をもって「医療情報ネット」に統合されるため、「医療ネットしづおか」での定期報告は不要です。・G-MISログインID発行については、別紙2を御確認ください。・医療機能情報提供制度にかかるマニュアルが掲載されたホームページ、システム操作等のお問合せ先は、別紙3「お問合せ先一覧」を御確認ください。 |

担当 医療局医療政策課
電話番号 054-221-2417